

# 全養協通信

平成22年10月13日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

## 全養協の動き

### 1. 全養協正副会長が細川律夫厚生労働大臣と懇談(10月6日)

#### ◆社会的養護の充実を要望

10月6日、全養協の中田浩会長、土田秀行副会長、藤野興一副会長、吉田隆三副会長、山口俊輔副会長は厚生労働省の大臣室を訪問し、先の内閣改造で新たに就任した細川律夫厚生労働大臣と懇談しました。

中田会長からは、児童養護施設職員の宿直・夜勤に伴う労働基準法との関係で生じる課題等から、社会的養護に対する十分な財源確保等について要望しました。また、地域主権改革にともなう児童福祉最低基準の都道府県への条例移譲については、大臣から「状況(地域)によってはでこぼこになってしまうことが考えられる」とする課題認識を伺うことができました。



細川律夫厚生労働大臣と懇談する  
全養協 中田浩会長、土田秀行副  
会長、藤野興一副会長、吉田隆三  
副会長、山口俊輔副会長  
(10月6日/厚生労働省)

#### ◆小宮山洋子厚生労働副大臣、児童虐待対策の推進を表明

また、これに先立つ10月5日、小宮山洋子厚生労働副大臣、小林正夫政務官が、東京都児童相談センター(児童相談所)と錦華学院(児童養護施設)の視察を行い、その後の記者会見で、本年度までとされていた「安心こども基金」の延長および拡充により、児童相談所への補助職員の配置や虐待相談に対応する専門的な職員の養成等の児童虐待対策の推進を表明しました。

## 2. 平成 23 年度予算概算要求の概要が明らかに

### 「社会的養護体制の充実」として約 7 億円の増額要求

厚生労働省は、平成 23 年度予算の概算要求をとりまとめ、8 月末に財務省に提出しました。家庭福祉対策関係予算概算要求では、社会的養護体制の充実として 7 億円の増額要求がされています。これは社会的養護を必要とする子どもたちが今年度に比べ 500 人増加するという見込みに基づいて要求されたものです。

また、「施設の小規模化の推進等」については政策増に該当する事項要求のため、今後、厚生労働省は財務省との折衝をすすめていくことになります。

### 平成 23 年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要(一部抜粋)

#### 社会的養護体制の充実 (83,780 百万円 → 84,494 百万円)

##### ◆家庭的養護の推進及び入所等している子どもへの支援の充実

###### ○ 受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。

###### ○ 里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを委託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

###### ○ 施設の小規模化の推進等

児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視した小さなグループできめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設等を推進する。

なお、就職支度費及び大学進学等自立生活支援費、自立に向けた免許等取得、乳児院における被虐待児個別対応職員、母子生活支援施設における通訳者、分娩介助料等の事項についても推進等を図る。

##### ◆基幹的職員研修等事業の拡大

従来の基幹的職員研修事業のメニュー事業として小規模グループケア等研修を新たに加え、児童養護施設等職員の研修事業を拡充する。

### 3. 「子ども・子育て新システム」の検討が進められる

平成23年度通常国会への法案提出に向けて、検討体制と作業スケジュールが明らかにされる

#### ◆検討会議・作業グループの下で「基本制度」等3つのワーキングチームを設置・開催

子ども・子育て新システム検討会議は、8月26日に開催された作業グループの決定にもとづき、3つのワーキングチーム（基本制度、幼保一体化、こども指針〔仮称〕ワーキングチーム、以下「WT」）を設置し、詳細設計を行うことになりました。

このうち、基本制度WTの第1回会合が9月24日（金）に開催され、新システムの基本制度に関する国、都道府県、市町村の役割について検討が行われました。全社協の児童福祉種別協議会からは菊池繁信全国保育協議会副会長が委員として参画し、「新システムは、児童福祉の枠組みにしっかりと位置づけること」「地域主権をすすめる場合においても、国の責務としての最低基準の保障は必要不可欠」等の発言を行いました。

またWTには山縣文治・大阪市立大学教授が参画し、新システム検討にあたり視野に入れるべきこととして、社会的養護についても意見提出しました。

今後、基本制度WTは月2回程度の開催が予定されています。

#### ◆「社会的養護」の新システムのなかでの具体的な位置づけは現段階では不明

6月25日に示された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、「広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する」とされています。しかし、その具体的な方向性については明らかにされていません。

今後のスケジュールによると、WTや作業グループの検討がすすむなかで各省関係審議会においても協議が行われる予定になっており、社会的養護については、社会保障審議会児童部会で議論が行われる段階がポイントになると考えられます。

「子ども・子育て新システム」の詳細は、下記ホームページをご覧ください

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/index.html>

「内閣府トップページ」→「少子化社会対策」→「もっと詳しく知りたい」→「子ども・子育て新システム検討会議について」

### 4. 地域主権改革(最低基準の条例移譲)の動向に注視が必要

現行最低基準の内容を後退させず、充実をはかるため、都道府県・指定都市(・中核市)段階での取り組みをお願いします

#### ◆地域主権改革一括法案はすでに参議院で可決、10月1日に衆議院に付託

児童福祉施設最低基準を都道府県・指定都市に条例移譲する、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(地域主権改革一括法案)」は、先の第174通常国会において参議院で可決(4月28日)されましたが、衆議院で審議にいたらず継続審議とされました。

現在、12月3日までの予定で第176臨時国会が開会されており、本法案は10月1日付で衆議院(総務委員会)に審議が付託されています。

## ◆全養協は他の児童福祉種別協議会と連携して対応を予定

9月21日に開催された全社協・児童福祉種別協議会会長会議では、児童福祉施設最低基準の都道府県・指定都市への条例移譲の対応を協議しました。その結果、条例移譲により現行の児童福祉施設最低基準の内容を後退させず、充実をはかるため、都道府県・指定都市段階の取り組みについて、「種別協議会が保育・社会的養護の垣根をこえて連携し、共通する課題については協働して取り組む」方針を確認しました。

また今後、各都道府県・指定都市段階の種別協議会の活動を支援するために、下記の取り組みを予定しています。

- ① 最低基準の条例移譲について、各都道府県・指定都市行政等に対して行う、種別協議会連名による「要望書」の雛形の提示
- ② 「子どもを守り、育む全国フォーラム2010」の共催  
(11月10日(水) / 全社協・灘尾ホール)

各都道府県・指定都市の児童養護施設協議会におかれましては、関係種別協議会と連携・協働し、積極的な取り組みをお願いいたします。

「地域主権改革」に関する情報は下記ホームページを参照ください。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/index.html>

(「内閣府ホームページトップ」→「地域主権改革」)

## 全養協の動き

### 5. 「法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会『中間試案』への意見」を提出(9月10日)

#### ◆「入所児童の一定の法律行為等について、施設長の同意により認められるようにすべき」等を提言

民法上の親権にかかわる制度見直し検討を進めている、法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会では、議論の経過をふまえ、「中間試案」を発表、パブリックコメントにより広く意見を求めています。

全養協では、「中間試案」に対する意見書を取りまとめ、9月10日に提出しました。民法上の親権制限を見直す内容に賛成の立場を表明するとともに、具体的な制度設計については、児童養護施設等の実践の場で子どもの最善の利益を守る立場から運用がされやすくするための仕組みと、財源の充実を求めました。

また、未成年後見人を法人が引き受けること、複数で引き受けることができるようにすることについても、中間試案に賛成の意思を示しました。

#### ◆来年の通常国会で民法改正を予定、引き続き児童福祉法等の改正に向けても随時対応

法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会では、7月の「中間試案」発表後、9月には審議会メンバーが児童養護施設を視察し、児童養護施設関係者と意見交換を行いました。その後、寄せられたパブリックコメントの内容を10月1日の同部会で協議しました。今後、同部会の報告を

ふまえ、法制審議会が法務大臣に答申、来年度の通常国会で民法改正案が審議される予定です。

また現在、民法上の親権制度見直しとあわせて、児童福祉法、児童虐待防止法にかかわる制度の見直しが、厚生労働省 社会保障審議会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会で検討されており、全養協では引き続き対応をはかります。

**(1) 民法上の親権制度見直しにかかわる動きは、下記ホームページを参照ください。**

**① 法務省(法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会)**

[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai\\_jidouguyakutai.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_jidouguyakutai.html)

(「法務省トップページ」→「審議会等」→「法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会」)

**② 日本弁護士連合会(「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」に対する意見書)**

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/100903.html>

(「日本弁護士連合会トップページ」→「会長声明・意見書など」→「2010年9月3日」)

**③ 日本司法書士会連合会(「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」に対する意見書)**

[http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info\\_disclosure/opinion/opinion\\_detail.php?article\\_id=83](http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/opinion/opinion_detail.php?article_id=83)

(「日本司法書士会連合会ホームページ」→「日本司法書士会連合会について」→「情報公開」→「意見書等」)

**④ 全国児童養護施設協議会(法務省部会「中間試案」への意見書)**

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

(「全国児童養護施設協議会トップページ」→「新着情報」→「全養協の取り組み」)

**(2) 児童福祉法等の制度見直しにかかわる動きは、下記ホームページを参照ください。**

**厚生労働省(社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」)**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.htm#shingi20>

(「厚生労働省トップページ」→「審議会・研究会等」→「社会保障審議会」)

## 6. 「第 64 回全国児童養護施設長研究協議会」にぜひ参加を 一部分科会は参加者多数のため募集終了、参加申し込みはお早めに

11月17日(水)～19日(金)、「第64回全国児童養護施設長研究協議会」が岡山県岡山市「岡山コンベンションセンター(ママカリフォーラム)」で開催されます。

申し込み期限は10月15日(金)となっておりますが、定員に若干の余裕がありますので、引き続き申込受付を行います。

なお、一部の分科会(研究部会)については参加申込者が定員を超えたため募集終了となっておりますので、お申し込みはなるべくお早めをお願いいたします。

開催要綱・申込書はすでに各施設にお送りしていますが、全養協ホームページからのダウンロードによりお取り寄せいただけます。

## 7. この春、就職予定児童の運転免許等の資格取得を応援します 全社協新規事業『豊かな育ちと自立』応援助成事業』の申請受付を開始します

全国社会福祉協議会（全社協）では、株式会社ジェイ・ストーム（レコード・映画制作会社）より「子どもたちのために活用してほしい」旨の寄付を受け、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）で生活する児童の豊かな育ちと、社会に向けて自立へと歩みを進める児童を応援することを目的に上記助成事業を実施することといたしました。

このうち、児童養護施設、母子生活支援施設で生活する児童の就職に向けた資格取得のための助成事業として「社会人一年生スタート応援事業」を実施します。これは、普通自動車運転免許や、簿記・パソコン操作技術等就職時に有用と考えられる各種資格取得のための費用の一部を助成するものです。

助成対象者等についていくつかの要件がありますので、別添「実施要綱」等をご確認くださいますようお願いいたします。実施要綱・申請書は全養協ホームページからもダウンロードしてお取り寄せいただけます。

## 8. 「第 19 回雨宮児童福祉財団修学助成金」一次申請締切迫る

すでに各施設に申請要項等をお送りしておりますが、「第 19 回雨宮児童福祉財団修学助成金」申請の一次締切日が 10 月 31 日（日）となっております。申請の予定がある、就学をめざしている児童のいる施設のご担当者はお忘れなきようお願いいたします。

なお、最終締切日は 11 月 25 日（木）となっておりますが、一次締切日までに応募された方については事務処理上の優待が受けられます。

申請要項や申請にかかわる各種書類等は全養協ホームページからもダウンロードしてお取り寄せいただけます。

## 9. 児童養護施設に書籍を寄贈（「ブックリボン～本はこころを結ぶ～」）

別添申込書により、10 月 29 日までに出版文化産業振興財団までお申し込みを

日本の主な出版社、取次会社、書店等を会員として構成される「財団法人 出版文化振興財団」から、児童養護施設への書籍寄贈についてお申し出をいただきました。

「ブックリボン～本はこころを結ぶ～」との同財団の社会貢献事業の一環で、広く市民・出版社等から寄せられた書籍を、同財団でクリーニングの上、寄贈が行われるものです。

詳細およびお申し込みは、今回の全養協通信に添付している資料をご覧ください。